



令和2年8月21日  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料・バックエンド研究開発部門  
人形峠環境技術センター

## 原子力事業者防災業務計画の修正について（お知らせ）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（理事長 児玉敏雄）は、原子力災害対策特別措置法に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について、関係自治体との協議を経たうえで、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その写しを関係自治体に提出しましたのでお知らせいたします。また、同法に基づき、本計画の修正の要旨を添付のとおり公表いたします。

人形峠環境技術センターにおいては、今後とも、より一層の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策についても本計画に基づき万全を期す所存です。

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

## 原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

### 1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することでこの計画の適正化を図ります。

今回は、原子力災害対策特別措置法関係規則及び原子力損害の賠償に関する法律の改正、産業標準化法の施行、機構内の規定の見直し等に伴い、以下の修正を行いました。

### 2. 修正した日

令和 2 年 8 月 21 日

### 3. 協議した自治体

岡山県、鏡野町、鳥取県

### 4. 主な修正内容

- (1) 原子力災害対策特別措置法関係規則の改正及び産業標準化法の施行に伴う通報様式の修正
- (2) 原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い、被災者の相談窓口の設置の表現の修正
- (3) 機構内の規定の見直しに伴う機構対策本部機能班の新設
- (4) その他
  - ① 他拠点原子力防災業務計画との整合
  - ② 通報連絡先の組織名称変更に伴う修正
  - ③ 防災基本計画の改正による変更
  - ④ 用語の適正化など、所要の見直し

以 上

(参考)

## 人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(4) ③

### 第2章 原子力災害事前対策の実施

人形峠環境技術センターの原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(4) ①、③

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(4) ③

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(2)

### 第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上